

全ての方が加入できます！
平成 29 年 1 月 1 日施行

社会保険労務士法人マツザワサポート
ライフサポートまつざわ

〒950-1425 新潟市南区戸石 382-19

TEL 025(372)5215 FAX 025(372)5218

Eメール info@matsuzawa-support.com

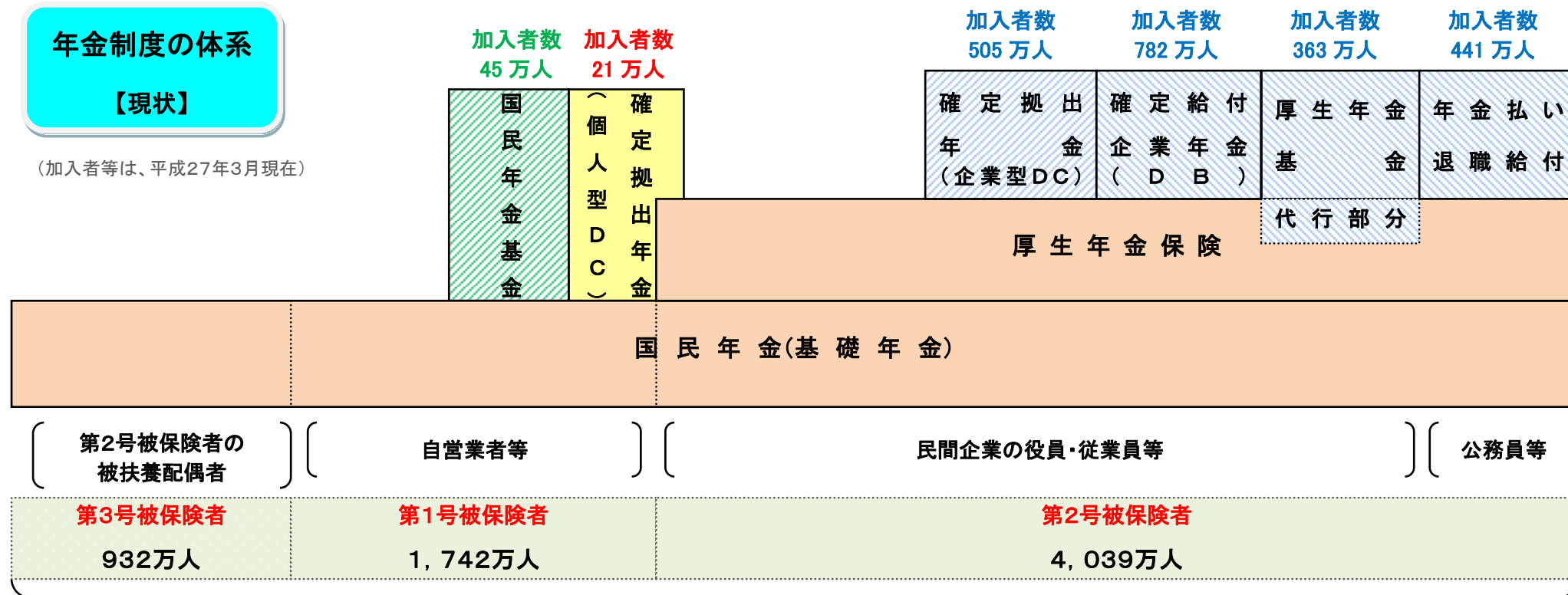
URL http://matsuzawa-support.com

確定拠出年金(個人型DC)の加入範囲の拡大

年金制度の体系

【現状】

(加入者等は、平成27年3月現在)



改正前 以下の方は、個人型DCに加入できませんでした。

- ①第2号被保険者で企業型DCの加入者
- ②第2号被保険者で他の企業年金(DB、厚生年金基金等)の加入者
- ③第2号被保険者で旧共済年金加入者(公務員、私学教職員等)
- ④第3号被保険者(専業主婦等)

6,713万人

*被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金保険の加入者となりました。

個人型DCの加入可能範囲の拡大【平成29年1月1日以降】

現行と同じ		新たに加入可能となる方		現行と同じ		新たに加入可能となる方			
(加入者区分⑦)		(加入者区分⑤)		(加入者区分⑥)		(加入者区分①)	(加入者区分②)	(加入者区分③)	(加入者区分④)
<p>個人型DC</p> <p>拠出限度額 年額 81.6 万円 (月額 6.8 万円)</p> <p>国民年金基金との合算枠</p>		<p>個人型DC</p> <p>拠出限度額 年額 27.6 万円 (月額 2.3 万円)</p>		<p>個人型DC</p> <p>拠出限度額 年額 27.6 万円 (月額 2.3 万円)</p>		<p>個人型DC</p> <p>拠出限度額 年額 24.0 万円 (月額 2.0 万円)</p>	<p>個人型DC</p> <p>拠出限度額 年額 14.4 万円 (月額 1.2 万円)</p>	<p>個人型DC</p> <p>拠出限度額 年額 14.4 万円 (月額 1.2 万円)</p>	<p>個人型DC</p> <p>拠出限度額 年額 14.4 万円 (月額 1.2 万円)</p>
<p>国民年金基金</p> <p>個人型DCとの重複加入可</p>					<p>企業型DC</p> <p>拠出限度額 年額 66.0 万円 (月額 5.5 万円)</p> <p>個人型DCとの合算枠</p>	<p>企業型DC</p> <p>拠出限度額 年額 33.0 万円 (月額 2.75 万円)</p> <p>個人型DCとの合算枠</p>	<p>確定給付型年金</p> <p>〔確定給付企業年金〕 厚生年金基金</p> <p>拠出限度額なし</p>	<p>確定給付型年金</p> <p>〔確定給付企業年金〕 厚生年金基金</p> <p>拠出限度額なし</p>	<p>年金払い退職給付</p> <p>保険料率上限 1.5%(法定)</p>
				<p>厚生年金保険</p>					
				<p>国民年金(基礎年金)</p>					
<p>自営業者等</p> <p>第1号被保険者</p> <p>対象年齢: 20 歳以上 60 歳未満</p>		<p>第2号被保険者の被扶養配偶者</p> <p>第3号被保険者</p> <p>対象年齢: 20 歳以上 60 歳未満</p>		<p>民間企業の役員・従業員等</p> <p>第2号被保険者</p> <p>対象年齢: 60 歳未満</p>			<p>公務員等 (被用者年金一元化後)</p> <p>第2号被保険者</p> <p>対象年齢: 60 歳未満</p>		

個人型DCの加入資格の拡大と拠出限度額

(単位:円)

年金区分	加入者区分	改正前の拠出限度額		改正後の拠出限度額					
		企業型DC	個人型DC	企業型		個人型		合計	
		月額	月額	月額	年額	月額	年額	月額	年額
企業型年金 (企業型DC)	①他の企業年金に加入していない場合	55,000	加入資格	35,000	420,000	20,000	240,000	55,000	660,000
	②他の企業年金に加入している場合	27,500	なし	15,500	186,000	12,000	144,000	27,500	330,000
個人型年金 (個人型DC)	③他の企業年金の加入者	企業型・個人型ともに 加入資格なし		企業型の 加入資格なし		12,000	144,000	12,000	144,000
	④旧共済年金加入者					23,000	276,000	23,000	276,000
	⑤国民年金第3号被保険者					23,000	276,000	23,000	276,000
	⑥企業型年金・他の企業年金の両方 加入していない第2号被保険者 (第2号加入者)	—	23,000	—	—	23,000	276,000	23,000	276,000
⑦第1号被保険者(第1号加入者)	—	68,000	—	—	68,000	816,000	68,000	816,000	

※ 企業型DC加入者については、規約で定めた場合のみ個人型DCに加入できます(マッチング拠出制度)。

■企業型DCのみを実施する場合

企業型DCへの事業主掛金の上限を年額 420,000 円(月額 35,000 円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCの加入が認められます。

■企業型DCと確定給付企業年金を実施する場合

企業型DCへの事業主掛金の上限を年額 186,000 円(月額 15,500 円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCの加入が認められます。

2016年5月、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」が成立しました。

この背景には、公的年金のスリム化が進む中、補完的な役割を担う私的年金の充実を図る狙いがあります。

今回の改正では、広く国民が制度を活用できるように、大きな見直しが行われました。

●個人型年金の加入者範囲の拡大<2017.1.1 施行>

●中小企業を対象に、「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度」の創設<改正法公布日から2年以内に施行>

●中小企業を対象に、「簡易型DC制度」の創設<改正法公布日から2年以内に施行>

●DCの掛金の拠出規制単位を月単位から年単位に<2018.1.1 施行>

●年金資産の持ち運び(ポータビリティ)を拡充<改正法公布日から2年以内に施行>

●DCの運用の改善<改正法公布日から2年以内に施行>